

鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会
(鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会) 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）第2条第1項に基づき設置された鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会（鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会）（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価する事項)

第2条 委員会は、条例別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価実施要領（平成16年3月19日制定）第3条第1項及び第2項に規定する評価・審査とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に定める者のうちから、知事が任命する。

- (1) 評価する事項に関し知識又は経験を有する者
- (2) 一般の立場から意見を述べる事ができる者
- (3) 医学・医療の知識又は経験を有する者
- (4) 倫理学・法律学の知識又は経験を有する者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、再任は2回を限度とする。

3 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、鳥取県衛生環境研究所長が招集し運営する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県衛生環境研究所（環境研究・教育担当）において行う。

附 則

この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行する。